

4 陳情第 27 号

4 陳情 第 27 号	国会における請願の取扱いの改善を求める意見書の提出に関する 陳情
付託委員会	自治・議会・行財政改革等特別委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————

(要 旨)

- 1 請願の審議は委員会で行い、請願者・国民の傍聴機会を保障し、議事録を作成・開示すること。
- 2 委員会審議においては、紹介議員が請願趣旨を説明すること。
上記の事項について実現を図るよう、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を、提出することを求める。

(理 由)

請願は、憲法第十六条、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第九章に規定されている国民の参政権の一部を成す重要な権利である。そのため、請願内容については各委員会において十全の審査が行われ、必要に応じて本会議に報告され、その内容が国民に開示されなければならない。

しかしながら、請願受理後の取扱いの現状は極めて不透明である。請願を付託された委員会では、請願者や国民が傍聴できない理事会で採択するか否かの結論が出されており、請願の多くは委員会で実質的な審査が行われていない。請願者に対して結果についての理由も明らかにされていない。現状では、参政権の一部としての請願の取扱いが極めておろそかにされていると言わざるを得ない。